令和4年8月11日	県独自の「医療非常事態宣言」の発令を受けて
令和4年8月31日	県独自の「医療非常事態宣言」の期間延長を受けて
令和4年9月21日	県独自の「医療非常事態宣言」の終了を受けて
令和4年10月4日	県独自の「医療警報」への移行を受けて
令和 4 年 12 月 27 日	県独自の「医療非常事態宣言」への移行を受けて

#### 【令和5年度市長メッセージ発出一覧】

年月日	市長メッセージの内容
令和5年5月8日	新型コロナウイルスの5類への移行を受けて

# 第3章 ワクチン接種 第1節 総括

#### 第1項 概要

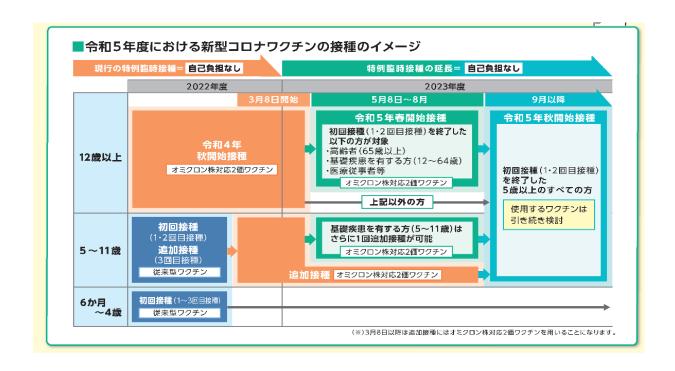
新型コロナウイルス感染症に対して、感染拡大を防止し、住民の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取り組みながら、社会経済活動との両立を図っていくことが求められていた。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン(以下「ワクチン」という。)接種については、国の主導的役割、県の広域的視点による市町村支援の役割、市の住民に最も身近な役割と、それぞれの立場・役割に応じて、必要な体制の確保に取り組んだ。

必要なワクチンを国が確保し、当該感染症のまん延防止のため、国や県、都城市北諸県郡医師会(以下「医師会」という。)と連携しながら、円滑なワクチン接種を実施していくことができるよう、国の示すガイドライン等を踏まえ、地方自治体が住民接種における実施計画を策定の上、事業を実施する。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から、類感染症に位置づけられ、感染対策については、個人や事業者の判断に委ねられることとなったが、ワクチン接種については、自己負担なしの接種が令和6年3月末まで延長され、重症化リスクの高い方(65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する方)には、令和5年度も接種を受けるよう努力義務が課せられている。

ワクチン接種により、感染防止や重症化予防効果を高めることが期待されるため、令和 5 年度も医師会と連携しながら、個別接種体制(個別接種実施医療機関85 施設)でのワクチン接種に取り組んでいく。



#### 第2項 接種対象者

#### 1 対象者

- ①原則として市の区域内において、住民基本台帳に記録されている者
- ②新型コロナウイルスワクチンの接種日に、戸籍又は住民票に記載のない者その他の住民基本台帳に 記録されていないやむを得ない事情があると市長が認めるものについても、当該者の同意を得た上で接 種を実施。やむを得ない事情については、国のガイドラインに沿って判断。

#### 2 接種順位

1回目及び2回目の接種は、確保されるワクチンの供給量に合わせ、国のガイドラインに沿って、優先度の高い順に次のとおりとした。

- ①医療従事者等
- ②高齢者
- ③基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者
- ④上記以外の者

#### 第3項 実施期間、接種率など

#### 1 集団接種

1.2回目接種令和3年4月21日から令和4年11月6日3回目接種令和4年1月29日から令和4年7月9日4回目接種令和4年7月12日から令和4年9月30日オミクロン株接種令和4年10月5日から令和4年12月20日

# 【接種会場】

ワクチン接種時期	会場名	
1.2.3.4回目接種、	早水公園体育文化センター (サブアリーナ)	
オミクロン株対応ワクチン接種		
1.2回目接種	ウエルネス交流プラザ	
1.2回目接種	山之口地区公民館	
1.2回目接種	山田総合センター	
1.2.3.4回目接種、	高城生涯学習センター	
オミクロン株対応ワクチン接種		
1.2.3.4回目接種、	高崎福祉保健センター	
オミクロン株対応ワクチン接種	同响個性休使にクク	
3.4回目接種、	花木地区体育館	
オミクロン株対応ワクチン接種		
3.4回目接種、	山田総合体育館	
オミクロン株対応ワクチン接種	四川心口   中   日   日   日   日   日   日   日   日   日	
3.4回目接種、	/尼/唐·杜 〉 / 拉 · · ·	
オミクロン株対応ワクチン接種	保健センター	

# 2 個別接種

令和4年5月24日から各医療機関にて開始し、継続実施中

# 3 その他

# 【ワクチンの種類】

- ・ファイザー社製 (R3.4.21~)
- ・モデルナ社製 (R4.1.27~)
- ・小児ファイザー (R4.3.9~)
- ・武田社製 (R4.7.1~)
- ・ファイザー社製オミクロン株 (R4.9.29~)
- ・モデルナ社製オミクロン株 (R4.10.4~)
- ・乳児用ファイザー (R4.11.14~)
- ・小児ファイザーオミクロン株 (R5.3.13~)
- ・乳児用ファイザーオミクロン株 (R5.9.20~)

# 【モデルナ社製ワクチン】



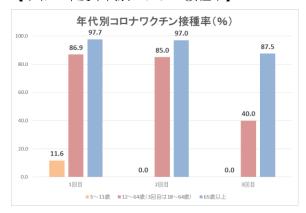
# 【実施経過】

日付	内容
令和2年10月23日	国が新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱

	を発出
令和2年12月9日	「予防接種法の一部を改正する法律」が公布、施行
令和3年1月19日	本市健康部健康課内に「新型コロナウイルスワクチン接種班」
	を設置
令和3年1月29日	新型コロナウイルスワクチン接種班 設置
令和3年2月2日	本市記者会見で新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施
	を発表
令和3年2月14日	ファイザー社の新型コロナウイルスワクチンが薬事承認
令和3年2月25日	本市の「新型コロナウイルス感染症対策に係るワクチン接種
	実施計画(Ver1)」策定
令和3年3月7日	市内の医療従事者向けワクチン接種開始
令和3年3月10日	都城市ワクチン相談センター(コールセンター)を開設
令和3年3月17日	本市医療機関向け説明会
令和3年4月12日	65 歳以上の高齢者へ接種券発送
令和3年4月19日	新型コロナワクチン集団接種予約開始
令和3年4月21日	新型コロナワクチン集団接種開始
令和3年4月27日	個別接種事務説明会実施
令和3年5月24日	新型コロナワクチン個別接種開始(かかりつけ患者のみ)
令和3年6月1日	新型コロナワクチン個別接種開始(かかりつけ患者以外)
令和3年6月4日	基礎疾患を有する 64 歳以下のものの届出受付開始
令和3年7月10日	基礎疾患を有する 64 歳以下のものへの接種開始 (集団・個別)
令和3年7月11日	教職員・保育士等へ優先接種実施(集団)
令和3年7月31日	高齢者初回接種完了
令和3年11月8日	集団接種終了
令和3年11月22日	初回接種完了から概ね8ケ月経過した医療従事者へ第一期追
	加接種(3 回目)の接種券発送
令和3年12月1日	「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正す
	る省令」の公布 改正内容:第一期追加接種
	(3 回目)個別接種開始
令和4年1月3日	初回接種完了から概ね8ケ月経過した高齢者へ第一期追加接
	種の接種券発送
令和 4 年 1 月 29 日	第一期追加接種(3回目)集団接種を開始
令和4年2月21日	「予防接種実施規則」等の一部改正
	改正内容:小児接種(5歳以上11歳未満)開始
令和4年2月25日	小児接種券発送
令和4年3月10日	小児接種(5 歳以上 11 歳未満)個別接種開始

令和4年3月10日	小児接種(5 歳以上 11 歳未満)集団接種開始
令和 4 年 4 月 13 日	小児接種(5歳以上11歳未満)集団接種終了
令和4年5月7日	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	第一期追加接種集団接種を終了
令和4年5月18日	第二期追加接種券発送(第一期追加接種から 5 ヶ月経過した
A	60歳以上のもの)
令和4年5月25日	「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正す
	る省令」の公布
	改正内容:第二期追加接種
	都城市内の医療機関にて第二期追加接種開始(4回目)
令和4年7月12日	第二期追加接種(4 回目)集団接種を開始
令和4年9月16日	「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正す
	る省令」の公布
	改正内容:令和 4 年秋開始接種(オミクロン株対応 2 価ワク
	チン)
令和4年9月20日	令和 4 年秋開始接種券発送
令和4年9月30日	従来株ワクチン集団接種終了
令和4年10月1日	令和4年秋開始接種個別接種開始(オミクロン株ワクチン)
令和4年10月5日	令和4年秋開始接種集団接種開始(オミクロン株ワクチン)
令和4年10月21日	「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正す
	る省令」の公布
	改正内容:接種間隔5か月以上から3か月以上に短縮
	(オミクロン株対応 2 価ワクチンを第一期追加接種、第二期
	追加接種に用いる場合)
令和 4 年 10 月 24 日	「予防接種実施規則」等の一部改正
	改正内容:乳幼児接種(6か月以上4歳未満)開始
令和4年11月10日	乳幼児接種券発送 (6 か月以上4歳未満)
令和4年11月16日	乳幼児個別接種開始(6か月以上4歳未満)
令和4年12月20日	令和 4 年秋開始接種集団接種終了
令和5年3月8日	小児の追加接種で小児ファイザー(オミクロン株対応ワクチ
	ン)の使用開始
令和5年5月7日	令和 4 年秋開始接種終了
令和5年5月8日	令和 5 年春開始接種開始
令和5年9月19日	令和 5 年春開始接種終了
令和5年9月20日	令和5年秋開始接種開始
, , , = - , .	

# 【令和3年度年代別ワクチン接種率】



#### 【令和4年度年代別ワクチン接種率】



# 第4項 健康被害救済制度

健康被害救済制度は、接種に係る過失の有無にかかわらず、予防接種と健康被害との因果関係が認定された人々を迅速に救済するために、国が設置している制度である。申請から結果が届くまでに1年~1年半程の期間を要しており、給付費は全額国費より支払われる。新型コロナワクチン接種による同制度に対して、これまで7件が認定、2件が否認されている。

【新型コロナワクチン接種による健康被害救済制度申請件数】※R5.10月時点

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	6 件	9 件	2 件

#### 第2節 組織体制

# 第1項 新型コロナウイルス対策本部

本市は、新型コロナウイルス対策本部(以下「対策本部」という。)を県内で新型コロナウイルス感染症が確認される前から、都城市感染症対策本部設置規程(平成18年訓令第120号)に基づき設置した。 国の緊急事態宣言の期間は、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく市町村対策本部として活動した。

#### 【対策本部組織】

本部長	副本部長	本部員	
市長	副市長 (総括担当)	総合政策部長	議会事務局長
	副市長 (事業担当)	総務部長	上下水道局長
	教育長	市民生活部長	教育部長
		環境森林部長	消防局長
		福祉部長	山之口総合支所長
		健康部長	高城総合支所長
		農政部長	山田総合支所長
		ふるさと産業推進局長	高崎総合支所長

	商工観光部長	会計管理者
	土木部長	

#### 1 対策本部会議の開催

対策本部会議は、以下のとおり開催した。

開催日	主な議事
R2. 2.28	小中学校全国一斉休業等
R2. 3. 5	県内発生の対応、市内で発生した場合の対応
R2. 3.27	本市のイベント等・公の施設の対応基準
R2. 4.17	国の緊急事態宣言に際して本市の対応
R2. 5. 5	国の緊急事態宣言期間延長に際して本市の対応
R2. 5.15	国の緊急事態宣言解除に際して本市の対応
R2. 7. 6	県内及び鹿児島県における感染確認に際して本市の対応
R2. 7.26	本市民の感染確認に際して本市の対応
R2. 8. 7	市内感染拡大に際して本市の対応

#### 2 緊急本部会議

緊急に応急対策を講じる必要があるときには、対策本部会議に代えて緊急本部会議を開催した。緊急 対策本部会議の構成員は、本部長、副本部長及び総合政策部長、総務部長、福祉部長、健康部長、教育部 長及び本部長が必要があると認める者である。

緊急対策本部会議は、市の方針を決定する前に行った。

#### 第2項 新型コロナウイルス対策本部幹事会

新型コロナウイルス対策本部幹事会は、対策本部の事務を補助するために設置するものであり、本市では本部会議に先立ち、幹事会会議を行い、庁内の情報共有を図った。

当初は、農政課長、ふるさと産業推進局参事、都市計画課長、議会事務局次長、会計課副課長を除く委員で会議を行っていた。しかし、取組等の全庁的な共有を行うためには、各部の総括参事の参加が必要であるため、令和2年3月から次表の体制とした。

#### 【幹事会組織】

幹事長	健康部長
副幹事長	健康課長・危機管理課長
委員	総合政策課長・秘書広報課長・財政課長・国際化推進室・総務課長・職
	員課長・コミュニティ文化課長・環境政策課長・福祉課長・こども課長・
	保育課長・介護保険課長・農政課長・畜産課長・ふるさと産業推進局参
	事・商工政策課長・都市計画課長・各総合支所地域振興課長及び市民生
	活課長・議会事務局次長・会計課副課長・上下水道局総務課長・教育総

なお、幹事会会議は、次表のとおり開催し、国内外の感染状況把握や本市対策の実施体制の確認を行った。

開催月	開催日
R2. 2	14 日、19 日、26 日
R2. 3	4日、11日、18日、25日
R2. 4	1日、8日、15日

#### 第3項 実務体制の確保

政府は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの予防接種について、迅速に多くの国民への接種を目指す趣旨から、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要領を発出し、実施主体を市町村、接種費用の全額を国が負担する等の特例を設けた。

これを受け、新型コロナウイルス感染症対策を担う健康部健康課を中心に、ワクチン接種に係る組織 体制を構築。国の方針やワクチン接種の状況等に応じて、組織体制の見直しを行ってきた。

#### 1 令和3年1月19日

国が、新型コロナウイルスワクチン接種に向け、過去に予防接種行政の経験を有する者や調達事務、 広報業務の経験を持つ者等を中心に全庁的な執行体制の確保を要請していること等を踏まえ、ワクチン 接種を迅速かつ適切に実施する体制として新型コロナウイルスワクチン接種班を設置した。

#### (1) 組織名称

新型コロナウイルスワクチン接種班

#### (2) 職員構成

業務を担当する職員は、総合政策部、総務部、健康部から選出し、健康課以外の課から選出された 10 名の職員に兼務辞令を発令した。

所属		人数 (職位)	備考	
	総合政策課(2)	副課長、副主幹		
総合政策部(4)	財政課(1)	主査		
	秘書広報課(1)	副主幹	健康調業数の粒合な数合	
総務部(4)	総務課(2)	主査、主事	健康課兼務の辞令を発令	
	職員課(1)	副主幹		
	契約課(1)	副主幹		
		副課長、主幹3名、		
健康部(14)	健康課(12)	副主幹2名、主査2		
		名、技師4名		
	介護保険課(1)	主任主事	健康課兼務の辞令を発令	

	保険年金課(1)	副主幹	
合計 9課22名			

#### 2 令和3年4月1日

令和2年度に構築した「新型コロナウイルスワクチン接種班」を継続して設置し、人員体制は、令和2年度に従事した職員を基本に構成。業務内容の拡大と業務量の増加に合わせて兼務職員の増員を図った。

# (1) 組織名称

新型コロナウイルスワクチン接種班

# (2) 職員構成

業務を担当する職員は、総合政策部、総務部、市民生活部、福祉部、健康部から 38 人を選出し、健康 課以外の課から選出された 12 人の職員に兼務辞令を発令した。

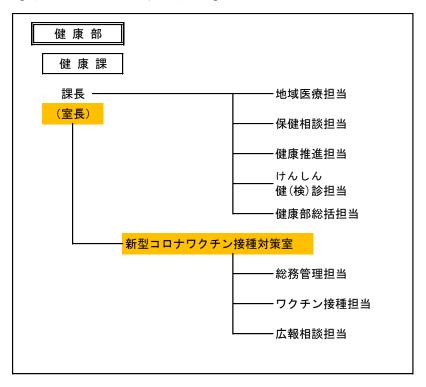
の味がり選出された 12 人の収貝に兼務辞句 ・ 「		職位	備考	
所属(職員数)		4000	1/用 与	
	総合政策課(2)	副課長、主査		
総合政策部(4)	財政課(1)	主任主事		
	秘書広報課(1)	主幹		
	職員課(1)	副主幹	健康課兼務の辞令を発令	
総務部(4)	情報政策課(2)	主幹、副主幹	健康麻麻伤の肝力を光力	
	契約課(1)	副主幹		
市民生活部(1)	コミュニティ文化課(1)	副主幹		
福祉部(1)	福祉課(1)	副主幹		
		課長、副課長、主幹		
	健康課(16)	3名、副主幹6名、		
健康部(18)		技師 5 名		
	介護保険課(1)	副主幹	(健康細葉数の粒合さ)数合	
	保険年金課(1)	主事	健康課兼務の辞令を発令	
合計 11 課 38 人				

# 3 令和3年4月28日

65歳以上の接種予約に関する申込みや問い合わせが殺到し対応が混乱したことを受け、体制強化を図るため、健康部健康課に課内室として「新型コロナワクチン接種対策室」を設置した。

# (1) 組織名称

【新型コロナワクチン接種対策室】



# (2) 職員構成

健康課長が室長を兼務し、職員 19 人の専任体制とした。職員構成は、健康課から 6 人、新型コロナウイルスワクチン接種班に兼務辞令を発令している職員から 6 人、それ以外の 7 人を他の部署の職員とし、19 人全員に新型コロナワクチン接種対策室の兼務辞令を発令した。

#### 【兼務職員の所属元】

所属 (職員数)		職位
<b>炒</b>	総合政策課(2)	副課長、主査
総合政策部(3)	デジタル統括課(1)	副主幹
総務部(2)	職員課(1)	副主幹
形≤4为 pp (乙)	契約課(1)	副主幹
市民生活部(2)	コミュニティ文化課(1)	副主幹
印及生活的(2)	資産税課(1)	主査
福祉部(1)	こども課(1)	主任技師
	健康課(6)	課長、副課長、主幹、副主幹3名
健康部(8)	介護保険課(1)	主任技師
	保険年金課(1)	主任主事
農政部(1)	農政課(1)	主査
商工観光部(1)	みやこんじょ PR 課 (1)	副主幹
土木部(1)	都市計画課(1)	主事

合計 13課19人

# 【ワクチン接種対策室の事務分担】

担当名(職員数) 分担事務			
室長(1)	・ワクチン接種全般に関すること		
	・医師会との折衝に関すること		
	・事務の総括に関すること		
総務管理担当(3)	・事業の進捗管理に関すること		
松伤自连担当(3)	・予算、補助金及び負担金に関すること		
	・契約に関すること		
	・全庁の職員動員に関すること		
	・V-SYS に関すること		
	・ワクチンの移送に関すること		
	・予約システムに関すること		
   ワクチン接種担当(10)	・クーポン券発行、システム改修に関すること		
ググ / グ 1女(里1旦日 (10)	・集団接種に関すること		
	・個別接種に関すること		
	・VRS 及び予防接種台帳に関すること		
	・会計年度任用職員の雇用に関すること		
広報相談担当(5)	・広報に関すること		
△郑阳欧担ヨ(3)	・コールセンターに関すること		

# 4 令和3年5月14日

集団接種会場の運営や64歳以下の接種方法の企画立案等に係る業務量が増大したことから、新型コロナワクチン接種対策室を19人体制から34人体制に強化した。

# (1) 職員構成

新たに15人に兼務辞令を発令。増員15名の内訳は、総合政策部1人、総務部1人、市民生活部1人、環境森林部1人、福祉部1人、健康部1人、農政部1人、商工観光部1人、土木部1人、上下水道局1人、教育委員会1人、総合支所4人。

# 【兼務職員の所属元】

所属(職員数)		職位
総合政策部(4)	総合政策課(2)	副課長、主査
	秘書広報課(1)	副主幹
	デジタル統括課(1)	副主幹
	総務課(1)	主査
総務部(3)	職員課(1)	副主幹
	契約課(1)	副主幹

	コミュニティ文化課(1)	副主幹	
市民生活部(3)	市民課(1)	主事	
	資産税課(1)	主査	
環境森林部(1)	環境業務課(1)	副主幹	
/교 / [ / [ / [ / [ ] ]	こども課(1)	主任技師	
福祉部(2)	保護課(1)	主幹	
	健康課(6)	課長、副課長、主幹、副主幹3名	
健康部(9)	介護保険課(1)	主任技師	
	保険年金課(2)	副主幹、主任主事	
農政部(2)	農政課(1)	主査	
辰 <b>以</b> 部(2)	農村整備課(1)	副主幹	
英工組水如(5)	商工政策課(1)	副主幹	
商工観光部(2)	みやこんじょ PR 課(1)	副主幹	
土木部(2)	都市計画課(1)	主事	
上小部(2)	維持管理課(1)	副主幹	
	山之口総合支所地域振興課(1)	副主幹	
₩ <b>△</b> 本託(4)	高城総合支所産業建設課(1)	主査	
総合支所(4)	山田総合支所市民生活課(1)	副主幹	
	高崎総合支所地域振興課(1)	副主幹	
上下水道局(1)	水道課(1)	副主幹	
教育委員会(1)	生涯学習課(1)	副主幹	
合計 27課34人			

# 【ワクチン接種対策室の構成】

担当名	職員数	
室長		1人
総務管理担当		3 人
	本部	5人
	個別接種 G	5 人
	64 歳以下接種企画 G	3 人
	接種会場G	4 人
ワクチン接種担当	1 班	4 八
	接種会場G	4 人
	2 班	4 八
	接種会場 G 4 人	
3 班		4八
広報相談担当	5 人	

# 5 令和3年6月1日

集団接種会場の運営数及び接種人数の増加に伴い、接種会場グループの業務量増を受け、負担軽減を図るため、接種会場グループを3班体制から5班体制に見直し、新型コロナワクチン接種対策室を34人体制から44人体制に強化した。

# (1) 職員構成

新たに10人に兼務辞令を発令。増員の内訳は、総務部1人、市民生活部1人、環境森林部1人、農政部1人、土木部1人、上下水道局1人、教育委員会2人、農業委員会事務局1人、消防局1人。

# 【兼務職員の所属元】

所属 (職員数)		職位	
	総合政策課(2)	副課長、主査	
総合政策部(4)	秘書広報課(1)	副主幹	
	デジタル統括課(1)	副主幹	
	総務課(1)	主査	
ψΛ, ₹⁄2, †π ( 4 )	職員課(1)	副主幹	
総務部(4)	情報政策課(1)	副主幹	
	契約課(1)	副主幹	
	コミュニティ文化課(1)	副主幹	
十口 4. 次 47 (4)	市民課(1)	主事	
市民生活部(4)	市民税課(1)	副主幹	
	資産税課(1)	主査	
r四 (축 ★ +4- +517 (O)	環境業務課(1)	副主幹	
環境森林部(2)	環境施設課(1)	技師	
부르 사 (a)	こども課(1)	主任技師	
福祉部(2)	保護課(1)	主幹	
	健康課(6)	課長、副課長、主幹、副主幹3名	
健康部(9)	介護保険課(1)	主任技師	
	保険年金課(2)	副主幹、主任主事	
	農政課(1)	主査	
農政部(3)	農産園芸課(1)	主事	
	農村整備課(1)	副主幹	
去了知火却(0)	商工政策課(1)	副主幹	
商工観光部(2)	みやこんじょ PR 課 (1)	副主幹	
土木部(3)	都市計画課(1)	主事	
	維持管理課(1)	副主幹	
	建築対策課(1)	主査	
総合支所(4)	山之口総合支所地域振興課(1)	副主幹	

	高城総合支所産業建設課(1)	主査	
	山田総合支所市民生活課(1)	副主幹	
	高崎総合支所地域振興課(1)	副主幹	
上下水道局(2)	総務課(1)	副主幹	
工 广水坦河(2)	水道課(1)	副主幹	
	教育総務課(1)	主査	
教育委員会(3)	生涯学習課(1)	副主幹	
	都城島津邸(1)	主任主事	
農業委員会(1)	農業委員会事務局(1)	主任主事	
消防局(1)	総務課(1)	副主幹	
合計 37課44人			

# 【ワクチン接種対策室の構成】

担当名			職員数
室長			1人
総務管理担当			3 人
	本部		11 人
	個別接	種G	4 人
	接種会	場本部	2 人
		接種会場G	4 1
		1班	4 人
		接種会場G	4 人
ワクチン接種担当		2班	4 八
リックテク技権担当		接種会場G	4 人
		3 班	4 八
		接種会場G	4人
		4班	4 人
		接種会場G	4 人
		5 班	4 八
	未接種	対策	3 人

# 6 令和3年9月1日

ワクチン接種券の発送が、8月31日をもって完了することから、新型コロナワクチン接種対策室を44 人体制から38人体制に縮小する。

総合政策部3人、総務部2人、市民生活部4人、環境森林部2人、福祉部1人、健康部9人(うち健康課6人)、 農政部3人、商工観光部2人、土木部2人、上下水道局2人、教育委員会2人、総合支所4人、消防局1人、農業委員会事務局1人

担当名		職位	所属元
課長		課長	健康課
総務管理担当		副課長	健康課
		副主幹	コミュニティ文化課
		副主幹	契約課
		主査	健康課
ワクチン接種担当	本部	副課長	総合政策課
		副主幹	職員課
		副主幹	デジタル統括課
		副主幹	みやこんじょPR課
		主査	資産税課
		主事	都市計画課
		副主幹	上下水道局総務課
		主査	建築対策課
	個別接種 G	副主幹	健康課
		副主幹	秘書広報課
		副主幹	保険年金課
	接種会場本部	主幹	健康課
		副主幹	健康課
	接種会場	副主幹	商工政策課
		主事	市民課
		副主幹	市民税課
		主任技師	こども課
		副主幹	高崎総合支所地域振興課
		副主幹	環境業務課
		技師	環境施設課
		副主幹	生涯学習課
		副主幹	山之口総合支所地域振興課
		副主幹	保険年金課
		副主幹	消防局総務課
		副主幹	水道課
		副主幹	山田総合支所市民生活課
		主査	農政課
		主任主事	農業委員会事務局
		副主幹	農村整備課
		主査	高崎総合支所産業建設課

担当名	職位	所属元
	主任技師	介護保険課
	主事	農産園芸課
	主任主事	都城島津邸

※広報相談担当で対応していた7階コールセンターは、新体制後は会計年度任用職員で対応

# 7 令和3年9月13日

集団接種予約の縮小傾向を受けて、9月13日以降の週当たりの会場運営回数を縮小することから、新型コロナワクチン接種対策室を38人体制から29人体制に縮小する。

総合政策部2人、総務部2人、市民生活部2人、境森林部1人、福祉部1人、健康部9人(うち健康課6人)、 農政部2人、商工観光部2人、土木部2人、上下水道局2人、教育委員会1人、総合支所3人

担当名		職位	所属元
課長		課長	健康課
総務管理担当		副課長	健康課
		副主幹	コミュニティ文化課
		副主幹	契約課
		主査	健康課
ワクチン接種担当	本部	副主幹	職員課
		副主幹	デジタル統括課
		副主幹	みやこんじょPR課
		主査	資産税課
		主事	都市計画課
		副主幹	上下水局道総務課
		主査	建築対策課
	個別接種 G	副主幹	健康課
		副主幹	秘書広報課
		副主幹	保険年金課
	接種会場本部	主幹	健康課
		副主幹	健康課
	接種会場	副主幹(A班リーダ)	商工政策課
		主事	市民課
		主任技師	こども課
		副主幹	高崎総合支所地域振興課
		副主幹	環境業務課
		主査	高城総合支所産業建設課
		副主幹	保険年金課

担当名	職位	所属元
	副主幹(C班リーダ)	水道課
	副主幹	山田総合支所市民生活課
	主査	農政課
	副主幹(B班リーダ)	農村整備課
	主任技師	介護保険課

# 8 令和3年10月18日

集団接種の1回目接種が10月16日までに終了し、10月18日以降の週当たりの会場運営回数を縮小することから、新型コロナワクチン接種対策室を29人体制から21人体制に縮小する。

総合政策部 2 人、総務部 2 人、市民生活部 2 人、健康部 9 人(うち健康課 6 人)、農政部 1 人、商工観光部 1 人、土木部 1 人、上下水道局 2 人、教育委員会 1 人

担当名		職位	所属元
課長		課長	健康課
総務管理担当		副課長	健康課
		副主幹	コミュニティ文化課
		副主幹	契約課
		主査	健康課
ワクチン接種担当	本部	副主幹	職員課
		副主幹	デジタル統括課
		主査	資産税課
		主事	都市計画課
		副主幹	上下水道局総務課
	個別接種 G	副主幹	健康課
		副主幹	秘書広報課
		副主幹	保険年金課
	接種会場本部	主幹	健康課
		副主幹	健康課
	接種会場	副主幹	商工政策課
		主事	市民課
		副主幹	保険年金課
			水道課
		主査	農政課
		主任技師	介護保険課

#### 9 令和3年11月1日

新型コロナワクチン接種対策室ワクチン接種担当本部業務の一部を、会計年度任用職員が行うことから、21 名体制から 18 名体制に縮小する。

総合政策部 2 人、総務部 2 人、市民生活部 1 人、健康部 8 人(うち健康課 6 人)、農政部 1 人、商工観光部 1 人、土木部 1 人、上下水道局 1 人、教育委員会 1 人

担当名		職位	所属元
課長		課長	健康課
総務管理担	当	副課長	健康課
		副主幹	コミュニティ文化課
		副主幹	契約課
		主査	健康課
ワクチン	本部	副主幹	職員課
接種担当		副主幹	デジタル統括課
		主事	都市計画課
	個別接種 G	副主幹	健康課
		副主幹	秘書広報課
	接種会場本部	主幹	健康課
		副主幹	健康課
	接種会場	副主幹	商工政策課
		主事	市民課
		副主幹	保険年金課
		副主幹	水道課
		主査	農政課
		主任技師	介護保険課

#### 10 令和4年1月4日

新型コロナウイルスワクチン 3 回目接種における集団接種会場の運営が始まることから、新型コロナワクチン接種対策室を 18 名体制から 29 名体制に強化する。

総合政策部 2 人、総務部 2 人、市民生活部 2 人、環境森林部 1 人、健康部 9 人(うち健康課 6 人)、農政部 2 人、商工観光部 1 人、土木部 1 人、総合支所 4 人、上下水道局 2 人、教育委員会 1 人、消防局 1 人、農業委員会 1 人

担当名		職位	所属元
課長		課長	健康課
総務管理担当		副課長	健康課
		副主幹	コミュニティ文化課
		副主幹	契約課
		主査	健康課
ワクチン	本部	副主幹	職員課
接種担当		副主幹	デジタル統括課
		主査	資産税課
		主事	都市計画課
		副主幹	上下水道局総務課
	個別接種 G	副主幹	健康課
		副主幹	秘書広報課
		副主幹	保険年金課
	接種会場本部	主幹	健康課
		副主幹	健康課
	接種会場	副主幹	商工政策課
		主事	市民課
		副主幹	保険年金課
		副主幹	水道課
		主査	農政課
		主任技師	介護保険課
		副主幹	農村整備課
		副主幹	山之口総合支所地域振興課
		主査	高城総合支所産業建設課
		副主幹	山田総合支所市民生活課
		副主幹	高崎総合支所地域振興課
		副主幹	消防局総務課
		主任主事	農業委員会事務局

# 11 令和4年4月1日

集団接種会場運営の規模縮小に伴い、新型コロナワクチン接種対策室を 29 名体制から 26 名体制に変 更する。

総務部 2 人、地域振興部 6 人、環境森林部 1 人、健康部 12 人(うち健康課 8 人)、農政部 1 人、商工観光部 1 人、教育委員会 1 人、上下水道局 2 人

担当名		職位	所属元
課長		課長	健康課
総務管理技		副課長	健康課
		   副主幹	地域振興課
		副主幹	上下水道局総務課
ワクチ	本部	副主幹	健康課
ン接種		副主幹	職員課
担当		副主幹	資産税課
		主事	保険年金課
		副主幹	高崎総合支所地域生活課
		主査	商工政策課
		主任主事	文化財課
	個別接種 G	副主幹	健康課
		主事	健康課
		副主幹	保険年金課
		主任主事	保険年金課
		主査	高崎総合支所産業建設課
	接種会場本部	主幹	健康課
		主査	健康課
	接種会場	副主幹	水道課
		技師	健康課
		主査	農政課
		副主幹	山之口総合支所地域生活課
		副主幹	環境業務課
		主事	市民課
		主任技師	介護保険課
		副主幹	山田総合支所地域生活課

# 12 令和4年4月18日

集団接種会場運営の規模縮小に伴い、新型コロナワクチン接種対策室を 26 名体制から 23 名体制に変更する。

総務部 2 人、地域振興部 4 人、健康部 12 人(うち健康課 8 人)、農政部 1 人、商工観光部 1 人、教育委員会 1 人、上下水道局 2 人

担当名	職位	所属元
課長	課長	健康課
本部	副課長	健康課

	主幹	健康課
	副主幹	健康課
	主査	健康課
	主任技師	介護保険課
	副主幹	地域振興課
	副主幹	上下水道局総務課
	副主幹	職員課
	副主幹	資産税課
個別接種担当	副主幹	健康課
	主事	健康課
	副主幹	保険年金課
	主任主事	保険年金課
	主査	高城総合支所産業建設課
接種券・窓口担当	主事	保険年金課
	副主幹	高崎総合支所地域生活課
	主査	商工政策課
	主任主事	文化財課
接種会場班	技師	健康課
	副主幹	水道課
	主査	農政課
	主事	市民課

# 13 令和4年5月16日

ワクチン接種担当本部業務の縮小に伴い、新型コロナワクチン接種対策室を 23 名体制から 21 名体制 に変更する。

地域振興部 4 人、健康部 12 人(うち健康課 8 人)、農政部 1 人、商工観光部 1 人、教育委員会 1 人、上下水 道局 2 人

担当名	職位	所属元
課長	課長	健康課
本部	副課長	健康課
	主幹	健康課
	副主幹	健康課
	主査	健康課
	主任技師	介護保険課
	副主幹	地域振興課
	副主幹	上下水道局総務課

個別接種担当	副主幹	健康課
	主事	健康課
	副主幹	保険年金課
	主任主事	保険年金課
	主査	高城総合支所産業建設課
接種券・窓口担当	主事	保険年金課
	副主幹	高崎総合支所地域生活課
	主査	商工政策課
	主任主事	文化財課
接種会場班	技師	健康課
	副主幹	水道課
	主査	農政課
	主事	市民課

# 14 令和4年6月1日

受付・相談業務の縮小に伴い、新型コロナワクチン接種対策室を 21 名体制から 18 名体制に変更する。 地域振興部 2 人、健康部 12 人(うち健康課 8 人)、農政部 1 人、商工観光部 1 人、上下水道局 2 人

担当名	職位	所属元
課長	課長	健康課
本部	副課長	健康課
	主幹	健康課
	副主幹	健康課
	主査	健康課
	主任技師	介護保険課
	副主幹	地域振興課
	副主幹	上下水道局総務課
個別接種担当	副主幹	健康課
	主事	健康課
	副主幹	保険年金課
	主任主事	保険年金課
接種券・窓口担当	主事	保険年金課
	主査	商工政策課
接種会場班	技師	健康課
	副主幹	水道課
	主査	農政課
	主事	市民課

#### 15 令和4年10月3日

10月から接種が開始されるオミクロン株対応ワクチン接種に対応するため、新型コロナワクチン接種対策室を18名体制から25名体制に変更する。

総合政策部1人、総務部2人、地域振興部3人、環境森林部1人、健康部12人(うち健康課8人)、農政部1人、商工観光部1人、土木部1人、教育委員会1人、上下水道局2人

担当名	職位	所属元		
課長	課長	健康課		
本部	副課長	健康課		
	主幹	健康課		
	副主幹	健康課		
	主査	健康課		
	主任技師	介護保険課		
	副主幹	地域振興課		
	副主幹	上下水道局総務課		
	副主幹	職員課		
	副主幹	資産税課		
個別接種担当	副主幹	健康課		
	主事	健康課		
	副主幹	保険年金課		
	主任主事	保険年金課		
接種券・窓口担当	主事	保険年金課		
	副主幹	高崎総合支所地域生活課		
	主査	商工政策課		
接種会場班	技師	健康課		
	副主幹	森林保全課		
	副主幹	技術検査室		
	副主幹	学校給食課		
	副主幹	水道課		
	主査	農政課		
	主事	総合政策課		
	主事	市民課		

# 16 令和5年3月31日

令和5年度のワクチン接種は、年2回(春夏接種、秋冬接種)となり、個別接種のみで対応することとなった。事務の執行は、健康課内で対応し、接種券発送等事務が重なる時期のみ健康部内で対応。

令和 5 年度は、一時的に健康部内の協力体制も想定されるが、基本的に年間を通して健康課内で完結

するため、兼務辞令の発令を必要としない事務として、兼務辞令は令和 5 年 3 月 31 日をもって解除された。

# 第4章 感染防止措置 第1節 手指消毒·飛沫防止

# 第1項 感染症予防物品の配布

国内及び県内での感染者発生によりマスクや手指用消毒液の国内需要が急激に高まったため、令和 2 年 2 月以降、品薄や価格の高騰といった入手困難な状態が続いた。

#### 1 使い捨てマスクの配布

本市では、使い捨てマスクについて、新燃岳噴火の際に寄附を受けたマスク(保管マスク)を活用することとし、医療機関や介護施設、小・中学校等へマスク配布を行った。加えて、医療機関には、新型コロナウイルス感染症対策用として新たに寄附のあったマスクやフェイスシールドの配布を行った。

# 【市の感染予防物品配布内訳】

	主な配布先	配布数(枚)		配布月
区分		マスク	フェイスシールド	
保管マスク	都城市北諸県郡医師会、都城歯科医師 会、都城市北諸県郡薬剤師会	110,000		令和2年3月
	介護施設 (ディサービス、クループホーム、ショートステイ等)	70,000		令和2年3月及び4月
	養護老人ホーム、障がい者入所施設、自 立支援給付事業所等	10,600		令和2年3月
	小・中学校	21,000		令和2年3月及び5月
	子育て支援センター、保育所、認定子ど も園・放課後児童クラブ等	30, 000		令和2年3月
	都城医療センター	10,000		令和2年4月
	妊婦 (母子手帳交付時)	78,000		令和2年4月~随時
	民生委員·児童委員	16,000		令和2年4月
	公の施設、市各窓口等従事者	72,000		令和2年4月~6月
新型コロナ寄付	都城市北諸県郡医師会、都城歯科医師 会、都城市北諸県郡薬剤師会	26, 500	350	令和2年4月~6月
	合計	444, 100	350	

#### 2 国からの感染予防物品の配布

介護施設などの社会福祉施設等に対し、厚生労働省から使い捨てマスク及び使い捨て手袋の配布が行われた。使い捨てマスクは令和2年8月以降毎月、使い捨て手袋は令和2年10月以降毎月、市に配布があり、介護保険課、福祉課、保育課、こども課の担当課が各施設に配布を行った。

【国の社会福祉施設への感染予防物品配布内訳(令和2年8月~令和3年3月)】

施設区分	マスク		使い捨て手袋		
	施設累計(箇所)	数 量 (枚)	施設累		
			計(箇	数量(枚)	
			所)		
高齢者向け施設(介護施設・養護老人ホーム)	859	143, 600	291	348, 800	
児童向け施設(保育所、認定子ども園等)	467	64, 400	181	131,000	
障害児者向け施設 (障がい者入所施設等)	198	50,000	87	102, 000	
合計	1, 524	258, 000	559	581, 800	

#### 3 手指消毒液の配布

手指消毒液について、総務部危機管理課が保管していた新燃岳噴火の際に寄附を受けた手指消毒液(令和3年3月9日時点:400m1 2,260本)を活用し、来庁者用、来場者用として各課窓口及び施設所管課(指定管理施設は除く。)に配布を開始した。

また、令和 2 年 6 月に新型コロナウイルス感染症対策用として寄附のあった手指用消毒液 (500m 1 40 本、550m 1 150 本) も同様に活用を行った。

#### 第2項 飛沫防止用仕切り製作

新型コロナ感染防止のために、ビニールカーテンの製作を委託し、本庁舎及び南別館の窓口カウンターと応接机に設置した。

#### 1 委託の内容

委託名:窓口コロナ対策仕切り製作委託業務

委託期間:令和2年4月17日から令和2年4月27日まで

委託金額:316,690円

受 注 者:つやげん九州株式会社

# 2 設置箇所数

天井吊り下げ型 21 か所、カウンター上置型 67 か所の計 88 か所

# 第3項 奉仕による抗菌材コーティング作業

ヤマモトホールディングス株式会社様が抗菌材を開発し、取扱店である株式会社富田美装様が、無償で、市民が行き来する本庁舎1階へのコーティング作業を行っていただいた。

#### 1 抗菌材等

抗菌材:抗菌効果のある塗布材「Dr.ハドラス」